梨県公

号外第四十八号

平成十五年

曜

日

七月十七日 木

> 町」に改める。 別表第五富士ふれあいセンターの項中「南都留郡河口湖町」を「南都留郡富士河口湖

則

この規則は、平成十五年十一月十五日から施行する。

山梨県規則第六十七号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年七月十七日

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則 山梨県知 山 本 栄

彦

山梨県事務決裁規則 (昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正す

「第三十一条の二第二項第十二号二」に改め、同号4中「第六十二条の三第四項第十一 「第四条第二項」を「第五条第三項」に、「指示」を「指導及び助言」に改め、同号3中 から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、 定による計画の認定を受けた特定建築物」を「第十一条の規定による認定建築物」に改 規定による認定建築物の建築等」に改め、同号5を同号4とし、同号6中「第八条の規 改め、同号4を削り、同号5中「第七条の規定による特定建築物の建築」を「第十条の 物についての指導及び助言」を「特別特定建築物の基準適合命令」に改め、同号2中 し、第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、同項第十七号1中「特定建築 号二」を「第六十二条の三第四項第十二号二」に改め、同項中第二十号を第二十一号と よる計画の認定」に改め、同号7を同号6とし、 め、同号6を同号5とし、同号7中「第九条の規定による計画」を「第十二条の規定に 第五条第三項」を「第六条第三項 (第七条第二項において準用する場合を含む。)」に 別表第二の七の表建築指導課の項第六号3中「第三十一条の二第二項第十一号二」を 同項第八号の次に次の一号を加える。 同号を同項第十八号とし、同項第九号

九 令第四十九号) に関する事務 (昭和四十四年建設省 都市計画法施行規則 の施行 証明書の交付 第六十条の規定による 部長 建設

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

則

規

目

次

を廃止する規則国土利用計画法施行令第十七条の二第三号八の区域及び面積を定める規則 定める規則の一部を改正する規則公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の区域及び規模を る規則
山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則の一部を改正す 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則四 山梨県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則 山梨県景観条例施行規則の一部を改正する規則 山梨県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則 山梨県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則四 四

規

則

山梨県規則第六十六号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年七月十七日

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

山梨県行政組織規則 (昭和四十三年山梨県規則第十二号) の一部を次のように改正す

県

Щ

梨

公

報

号

外

る

第四十八号 平成十五年七月十七日

山梨県規則第六十八号

Щ

山梨県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年七月十七日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

山梨県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

うに改正する 山梨県住民基本台帳法施行細則 (平成十四年山梨県規則第四十三号) の一部を次のよ

第三条第一項第一号中「運転免許証」を「住民基本台帳カード、運転免許証」に改め

附 則

ಶ್ಠ

この規則は、平成十五年八月二十五日から施行する。

山梨県規則第六十九号

山梨県心身障害者扶養共済特別見舞金支給規則の一部を改正する規則を次のように定

平成十五年七月十七日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

山梨県心身障害者扶養共済特別見舞金支給規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 山梨県心身障害者扶養共済特別見舞金支給規則(昭和四十六年山梨県規則第四十五号)

「一に」を「いずれかに」に、「社会福祉・医療事業団」を「独立行政法人福祉医療機構 に改める 第二条中「そのもの」を「その者」に、「条例第三条第三項」を「同条第三項」に、

第四条中「社会福祉・医療事業団」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

則

この規則は、 平成十五年十月一日から施行する。

山梨県規則第七十号

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年七月十七日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 のように改正する 山梨県障害者幸住条例施行規則 (平成五年山梨県規則第七十一号) の一部を次

> り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。 第九条中第九号を削り、第八号を第九号とし、 第一号から第七号までを一号ずつ繰

一 日本郵政公社

(1)中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。 別表第一の十一の項イ8中「日本輸出入銀行」を「国際協力銀行」に改め、同項イ

第二条 第九条第三号及び第四号を次のように改める。 山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を次のように改正する。

独立行政法人緑資源機構

独立行政法人水資源機構

第九条第六号を次のように改める。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

第九条第八号から第十号までを次のように改める。

独立行政法人労働者健康福祉機構

独立行政法人雇用・能力開発機構

独立行政法人環境再生保全機構

施行する。 この規則の規定は、 次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から

第一条の規定 公布の日

| | 第二条中山梨県障害者幸住条例施行規則第九条第三号、第四号及び第六号の改正 規定 平成十五年十月一日

三 第二条中山梨県障害者幸住条例施行規則第九条第八号から第十号までの改正規定 (同条第九号に係る部分に限る。) 平成十六年三月一日

几 第二条中前二号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十六年四月一日

山梨県規則第七十一号

山梨県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年七月十七日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

山梨県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

うに改正する。 山梨県自然環境保全条例施行規則(昭和四十七年山梨県規則第五号)の一部を次のよ

第四条第三号から第九号までを次のように改める 独立行政法人緑資源機構

七六五四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

独立行政法人水資源機構

独立行政法人労働者健康福祉機構

独立行政法人雇用・能力開発機構

八 日本郵政公社

九 独立行政法人環境再生保全機構

則

四月一日から施行する。 第三号から第九号までの改正規定 (同条第六号及び第九号に係る部分に限る。) は同年 号までの改正規定 (同条第七号に係る部分に限る。) は平成十六年三月一日から、同条 での改正規定 (同条第八号に係る部分に限る。) は公布の日から、同条第三号から第九 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第四条第三号から第九号ま

山梨県規則第七十二号

山梨県景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年七月十七日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

山梨県景観条例施行規則(平成二年山梨県規則第四十一号)の一部を次のように改正

山梨県景観条例施行規則の一部を改正する規則

第七条第二号及び第三号を次のように改める。

独立行政法人緑資源機構

独立行政法人水資源機構

第七条第五号を次のように改める。

独立行政法人鉄道・運輸施設整備支援機構

五

第七条第七号から第十号までを次のように改める。

七 独立行政法人労働者健康福祉機構

独立行政法人雇用・能力開発機構 日本郵政公社

独立行政法人環境再生保全機構

則

号までの改正規定 (同条第八号に係る部分に限る。) は平成十六年三月一日から、同条 での改正規定 (同条第九号に係る部分に限る。) は公布の日から、同条第七号から第十 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第七条第七号から第十号ま

> 四月一日から施行する。 第七号から第十号までの改正規定 (同条第七号及び第十号に係る部分に限る。) は同年

山梨県規則第七十三号

のように定める。 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次

平成十五年七月十七日

第五十二号)の一部を次のように改正する 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則 (昭和四十八年山梨県規則 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第三条第一号及び第二号を次のように改める。

独立行政法人都市再生機構

二 独立行政法人緑資源機構

第三条第四号を次のように改める。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

兀

改正規定 (同条第一号に係る部分に限る。) は、平成十六年七月一日から施行する この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第三条第一号及び第二号の

山梨県規則第七十四号

山梨県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年七月十七日

山梨県知事 Щ

本

栄

彦

山梨県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

に改正する。 山梨県肥料取締法施行細則 (昭和二十五年山梨県規則第七十三号)の一部を次のよう

第四条を次のように改める

(報告の徴収)

第四条 法第四条第一項第七号若しくは第二項の規定による知事の登録を受けた普通肥 料又は法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による知事への届出に係る指定配 合肥料の生産業者は、毎年一月末日までに前年中に生産した当該普通肥料又は指定配 合肥料について、肥料の種類及び数量を知事に報告しなければならない。

法第二十二条第一項の規定による知事への届出に係る特殊肥料の生産業者又はその

2

Щ

肥料の種類及び数量を知事に報告しなければならない。輸入業者は、毎年一月末日までに前年中に生産し、又は輸入した特殊肥料について、

第二項」に改める。 第五条中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第七号」に、「同条第二項」を「

所則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第七十五号

の一部を改正する規則を次のように定める。 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の区域及び規模を定める規則

平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

規則の一部を改正する規則公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の区域及び規模を定める

(平成五年山梨県規則第五号)の一部を次のように改正する。 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の区域及び規模を定める規則

き都市計画区域外に定められた都市計画施設の区域」に改め、表を削る。一項の規定に基づき指定された都市計画区域及び同法第十一条第一項後段の規定に基づ本則中「次の表に掲げる区域」を「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第七十六号

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

改正する。 山梨県建築基準法施行細則 (昭和二十六年山梨県規則第十三号)の一部を次のように 山梨県建築基準法施行細則 (昭和二十六年山梨県規則第十三号)の一部を次のように

泉村(白州町」に、「足和田村」を「富士河口湖町」に改める。(第五条の三の表中「大泉村(長坂町)白州町(河口湖町(勝山村」を「長坂町)大

附目

この規則は、平成十五年十一月十五日から施行する。

山梨県規則第七十七号

定める。 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように

平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄

彦

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則(昭和四十八年山梨県規則第三十号)山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。

資源機構、地方住宅供給公社」に改める。簡易保険福祉事業団又は住宅供給公社」を「独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構」に、「水資源開発公団、緑資源公団、開発機構」に、「日本鉄道建設公団、環境事業団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施立行政法人都市再生機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人雇用・能力等三条第八号中「都市基盤整備公団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構」を「独第三条第八号中「都市基盤整備公団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構」を「独

阿貝

定める日から施行する。 この規則は、公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

- に限る。) 平成十六年三月一日行政法人雇用・能力開発機構」に改める部分のうち雇用・能力開発機構に係る部分発機構」を「独立行政法人都市再生機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立二 第三条第八号の改正規定 (「都市基盤整備公団、 労働福祉事業団、雇用・能力開
- に限る。) 平成十六年四月一日機構、独立行政法人環境再生保全機構」に改める部分のうち環境事業団に係る部分で、日本鉄道建設公団、環境事業団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援行政法人雇用・能力開発機構」に改める部分のうち労働福祉事業団に係る部分及び発機構」を「独立行政法人都市再生機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立系機構」を「独立行政法人都市再生機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立

限る。) 平成十六年七月一日行政法人雇用・能力開発機構」に改める部分のうち都市基盤整備公団に係る部分に発機構」を「独立行政法人都市再生機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立四 第三条第八号の改正規定 (「都市基盤整備公団、労働福祉事業団、雇用・能力開

山梨県規則第七十八号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄

彦

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

に改正する。 山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のよう

別表第五百四号の次に次の一号を加える。

五百四の二 古物競りあっせん業業務実施方法認定申請手数料

所則

の日 (平成十五年九月一日) から施行する。 この規則は、古物営業法の一部を改正する法律 (平成十四年法律第百十五号) の施行

山梨県規則第七十九号

規則を次のように定める。 国土利用計画法施行令第十七条の二第三号八の区域及び面積を定める規則を廃止する

平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

する規則国土利用計画法施行令第十七条の二第三号八の区域及び面積を定める規則を廃止国土利用計画法施行令第十七条の二第三号八の区域及び面積を定める規則を廃止

九年山梨県規則第六十号)は、廃止する。国土利用計画法施行令第十七条の二第三号八の区域及び面積を定める規則(昭和五十

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者	山梨県
山梨県	県公報号外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第四十八号
日六番一号	平成十五年七月十七日
印刷所(㈱サンニチ印刷	七日
甲府市北口二丁目六番	
	六